

大阪市男女共同参画審議会委員公募要領

平成 15 年 4 月 14 日策定

平成 27 年 4 月 28 日改正

(趣旨)

第1条 この要領は「大阪市男女共同参画推進条例」（平成 14 年大阪市条例第 74 号）第 20 条第 4 項に基づく大阪市男女共同参画審議会の委員の公募等について、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 公募による委員（以下「公募委員」という。）に応募しようとするもの（以下「応募者」という。）は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 本市に居住又は通勤、通学している者
- (2) 本市の附属機関の委員になっていない者
- (3) 本市職員でない者

(公募委員数)

第3条 公募委員数は、2名とする。

(公募委員の募集方法)

第4条 公募委員の募集にあたっては、おおさか掲示板等で広く周知する。

2 応募者には、男女共同参画の推進に関する小論文等の提出を求める。

(選考会の開催)

第5条 公募委員の選考にあたっては、選考会を開催する。

- 2 選考会は、男女共同参画をはじめ、行政全般に関し、優れた識見を有する 3 名以内の委員をもって構成する。
- 3 選考会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 選考会は、必要に応じ、座長が招集する。
- 5 選考会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。
- 7 選考会の庶務は、市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課において処理する。

(公募委員の選考)

第6条 公募委員の応募者については、選考会において審査する。

2 公募委員の選考にあたっては、第4条第2項の規定により提出された小論文等により判断する。

ただし、必要に応じ、選考会による面接を行うことができる。

(選考結果の通知)

第7条 選考の結果については、応募者本人に対して通知するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、選考会の議事その他の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は平成15年4月21日から施行する。

附 則

この要領は平成19年4月16日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月25日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月15日から施行する。

附 則

この改正規定は平成27年4月28日から施行する。